

2 医 計 第 9 3 1 号
令和 3 年 3 月 8 日

各 保 健 所 長 殿

愛知県保健医療局長
(公 印 省 略)

非稼働病棟を有する医療機関への対応について（通知）

病床が全て稼働していない病棟（過去 1 年間に一度も入院患者を収容しなかった病床のみで構成される病棟。以下「非稼働病棟」という。）を有する医療機関については、平成 30 年 2 月 7 日付け厚生労働省医政局地域医療計画課長通知（以下「国通知」という。）において、地域医療構想調整会議（本県では、地域医療構想推進委員会）へ出席し、①病棟を稼働していない理由、②当該病棟の今後の運用見通しに関する計画について説明するよう求めることとされております。

これまで、非稼働病棟を有する医療機関への対応は、構想区域ごとに地域医療構想推進委員会で決定の上、取組を実施しておりましたが、この度、令和 3 年 2 月 4 日に開催しました愛知県医療審議会医療体制部会において、下記のとおり県内統一の方針を決定することが承認されました。

つきましては、下記の取扱いを踏まえ、今後の各構想区域の地域医療構想推進委員会において非稼働病棟の運用に関する協議を行っていきますので、御承知くださいますようお願い申し上げます。

記

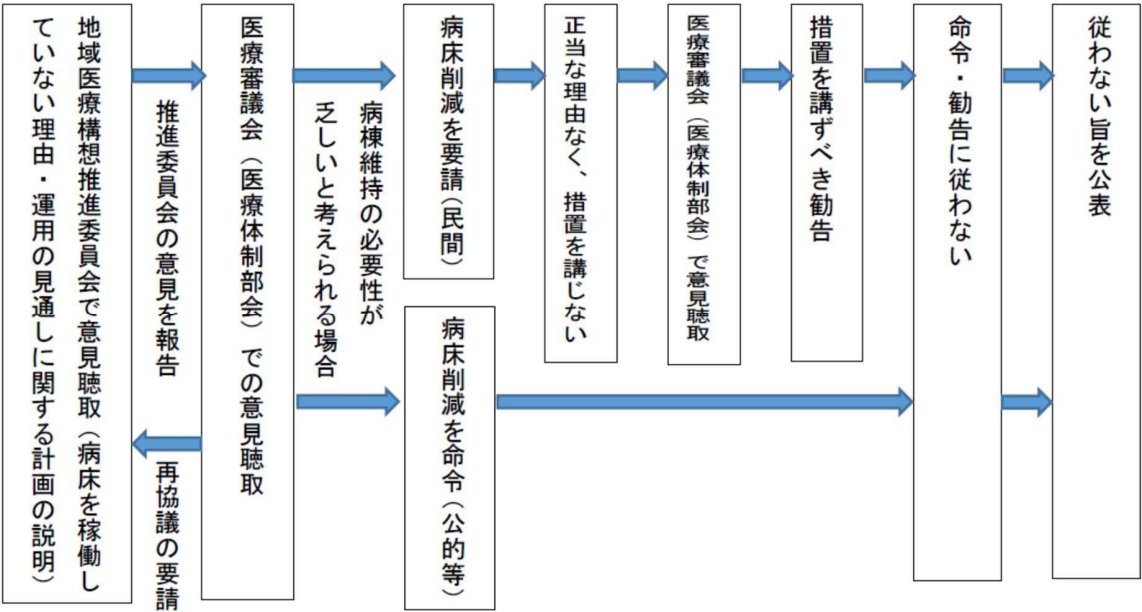
非稼働病棟を有する医療機関への方針

- 病床過剰地域に所在し、以下のいずれかの条件に該当する病院に対して、国通知に基づく対応を進める（別添参照）。
 - ① 病床の開設許可後（新規開設、変更許可含む）、1 年経過後においても、稼働していない病棟を有する病院
 - ② 5 年以上、稼働していない病棟を有する病院
（上記の条件に該当しない医療機関については、これまでどおり各地域の地域医療構想推進委員会において、取組の方針を決定する。）
- 本方針に基づき令和 3 年 4 月から各構想区域で協議を進める。
- 新型コロナウイルス感染症の影響で、一時的に病床稼働率が減少したことによる非稼働病床に関しては、留意の上、取組を進める。

担 当 健康医務部医療計画課
医療計画グループ

電 話 052-954-6265（ダイヤルイン）

・国通知に基づく対応



< 参考 >
・「地域医療構想の進め方について」（非稼働病棟関係部分 抜粋）
（平成 30 年 2 月 7 日付け厚生労働省医政局地域医療計画課長通知）
地域医療構想調整会議（本県では、推進委員会）へ出席し、①病棟を稼働していない理由、②当該病棟の今後の運用見通しに関する計画について説明するよう求めること。
ただし、病院・病棟を建て替える場合など、事前に地域医療構想調整会議の協議を経て、病床が全て稼働していない病棟の具体的対応方針を決定していれば、対応を求めなくてもよい。
なお、病床過剰地域において、上述の説明の結果、当該病棟の維持の必要性が乏しいと考えられる医療機関に対しては、医療審議会の意見を聴いて、病床数を削減することを内容とする許可の変更のための措置を命令又は要請すること。また、要請を受けた者が、正当な理由がなく、当該要請に係る措置を講じていない場合には、医療審議会の意見を聴いて、当該措置を講ずべきことを勧告すること。さらに、命令または勧告を受けた者が従わなかった場合には、その旨を公表すること。